

参加しましょう！森林づくり推進事業補助金交付要綱

制定 令和7年（2025年）3月25日付け令6 森林企画第705号

（趣旨）

第1条 この要綱は、参加しましょう！森林づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、地域での森林体験活動の実践や森林づくりの重要性の普及啓発等のボランティア活動に対する支援を通じて、県民の森林づくり活動への参画を促進するとともに、やまぐち森林づくり県民税の認知度向上につなげることを目的とする。

（補助対象）

第3条 補助対象となる事業内容、補助率等については、別表のとおりとする。

（定義）

第4条 この要綱において「森林ボランティア団体等」（以下、「団体等」という。）とは、別表の森林づくり活動等を行う、ボランティア団体、NPO法人、自治会、企業等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体等は対象外とする。

- （1）国
- （2）地方公共団体
- （3）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- （4）暴力団及び、暴力団の所属している団体並びに、暴力団又はその構成員と密接な関係を持っている団体
- （5）規約を有さず、代表者が明らかでない団体
- （6）当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できない団体
- （7）当事業において、活動内容の公表に異議がある団体

2 この要綱において、事業実施主体とは、団体等をいう。

3 この要綱において「補助事業グループ」とは、別表の事業のうち、「広域連携支援事業」に参画する団体等のまとまりをいう。

4 この要綱において「代表事業実施主体」とは、補助事業グループのうち、事業の取りまとめ及び事業・事業費の執行管理を担う事業実施主体をいう。

5 この要綱において「申請者」とは、事業実施主体または代表事業実施主体のことをいう。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 3 規則第3条第1項の期日は、知事が別に定める日とする。

(事業内容の変更)

第6条 規則第8条第1項の規定により、事業内容を変更、中止、もしくは廃止しようとする申請者は、別記第2号様式を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第8条第1項に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額が交付決定額に対して3割を超える減額が生じるとき
- (2) 事業の中止又は廃止

(実績報告)

第7条 規則第11条の規定による実績報告書は別記第3号様式によらなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書きにより補助金の交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第5条第2項ただし書きにより補助金の交付の申請をした申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税相当額が確定した場合には、別記第4号様式により、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 規則第12条の規定による通知を受けた申請者は、補助金を請求しようとする

るときは、別記第5号様式を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第9条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 申請者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記第6号様式を知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 申請者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了の年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第11条 申請者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、当該事業の施行地を管轄する農林水産事務所長又は農林事務所長を経由しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表 補助対象事業等一覧表

事業区分		事業内容	申請者	補助率	補 助 上限額 (千円)	補助対象経費
番号	事業名					
1	交流活動実践支援事業	他の森林ボランティア団体等と協働で行う地域課題の解決に向けた森林づくり活動	事業実施 主体	補助対象 経費の 10/10以内	300	専門家謝金、役職員・専門家旅費、 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製 本費、機材購入費、食料費等）、役 務費（通信運搬費、損害保険料等）、 委託費（広告作成、HP 作成費等）、 使用料及び賃借料（会議室、車両借 上げ費、機材等のリース費等）、そ の他知事が必要と認める経費※
2	広域連携支援事業	複数の森林ボランティア団体等（補助 事業グループ）がこれまでの活動フィ ールドを拡大し共同で行う新たな森林 づくり活動	代表事業 実施主体	補助対象 経費の 10/10 以内	2,000	
3	森林環境活動強化支援					
	森林づくり活動の活 性化支援事業	森林づくり活動の活性化に向けた取組 等	事業実施 主体	補助対象 経費の 10/10 以内	1,000	
4	森林環境教育・体験 交流活動支援事業	地域の子どもたちや都市住民を対象と した、主に森林内での様々な体験活動 等	事業実施 主体	補助対象 経費の 10/10 以内	500	※補助対象外経費 森林づくり活動等への参加者に対 する報償費・賃金・旅費

別記第1号様式（第5条関係）

年度参加しましょう！森林づくり推進事業補助金交付申請書

年 月 日

山口県知事

様

申請者

所在地

団体等の名称

代表者氏名

年度において、下記のとおり（別表該当事業名）事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう山口県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1のとおり）
- (2) 収支予算書（別紙2のとおり）

2 事業完了予定年月日

別記第2号様式（第6条関係）

年度参加しましょう！森林づくり推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者
所在地
団体等の名称
代表者氏名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定のあった（別表該
当事業名）事業について、下記により申請の内容を変更したいので、山口県補助金等
交付規則第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

（注）上記関係書類については、別紙1、2により二段書き（上段変更前、下段に
変更後をいずれも黒書）したものであること。

別記第3号様式（第7条関係）

年度参加しましょう！森林づくり推進事業実績報告書

年 月 日

山口県知事 様

申請者
所在地
団体等の名称
代表者氏名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付の決定のあった（別表該
当事業名）事業を完了したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により下記
のとおり報告します。

記

1 関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1のとおり）
- (2) 収支精算書（別紙2のとおり）

2 事業完了年月日

3 添付資料

- (1) 支出領収書（写し）
- (2) 活動状況写真

別記第4号様式（第7条関係）

年度参加しましょう！森林づくり推進事業補助金に係る
消費税等相当額報告書

年 月 日

山口県知事

様

申請者

所在地

団体等の名称

代表者氏名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定のあった（別表該当事業名）事業補助金について、参加しましょう！森林づくり推進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額

（ 年 月 日付 第 号による額の確定額）

金 円

2 補助金の額の確定時に減額した消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

別記第5号様式（第8条関係）

年度参加しましょう！森林づくり推進事業補助金請求書

年 月 日

山口県知事

様

申請者

所在地

団体等の名称

代表者氏名

年 月 日付け指令 第 号で額の確定通知のあった（別表該事業名）事業補助金について、参加しましょう！森林づくり推進事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

口座振込銀行等	金融機関名	口座名義人（カタカナ）
	預金種類番号	
	普通・当座・別段 預金 （口座番号）	

別記第 6 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

山口県知事

様

申請者

所在地

団体等の名称

代表者氏名

年度参加しましょう！森林づくり推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった（別表該
 当事業名）事業補助金ついて、参加しましょう！森林づくり推進事業補助金交付要綱
 第9条第2項の規定により下記のとおり金 円の概算払いを請求します。

記

事業名	交付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		備考
		金額	〇月〇 日現在の 予定 出来高	金額	〇月〇 日現在の 予定 出来高	金額	〇月〇 日までの 予定 出来高	
	円	円	%	円	%	円	%	

(注) 銀行・支店名、預金の種類、口座番号及び口座の名義が明らかなものを添付すること。

事業計画（実績）書

1 活動名・事業区分

活動の名称	
事業区分	※別表から選択

2 団体名（補助事業グループ）

団体名	(代表)事業実施主体名
	(構成員)
	・団体名 ・住所 ・代表者名
	・団体名 ・住所 ・代表者名

3 実施場所

箇所名	
-----	--

※地図等を添付すること

4 活動の概要等

活動の目的	(活動の趣旨、ねらい等について簡潔に記載してください。)
活動の概要	(活動の概要を、実施方法や期待される効果等を含め、具体的に記入してください。また、必要に応じて実施箇所の現況写真、現地見取り図等を添付してください。)

5 活動計画（実績）表

実施日	実施内容	活動参加人数等	事業量等 (面積、本数等)	備考

6 活動参加人数、事業量等合計

	活動参加人数	事業量等 (面積、本数等)
合計	延べ 人	ha (本)

7 事業実施後の管理

(事業実施後の現場管理や今後の取組等について、具体的に記入してください。)

(別紙 2)

収支予算（精算）書

1 收入

区分	金額（円）	備考
補助金		

2 支出

費目	数量	金額（円）	積算内訳	備考
合計				

※補助対象となる経費は別表のとおり。